

令和6年4月22日

保護者各位

教育指導部教育指導課長

富本 保明

### いじめ防止・早期発見リーフレットの活用について（依頼）

児童・生徒の健全育成について、保護者・地域の皆様のご理解とご協力に心から感謝いたします。本年度も、保護者の皆様に向けて、いじめの未然防止・早期発見や相談窓口を取りまとめたリーフレットを作成しました。

子どもは誰もがいじめる側やいじめられる側になる可能性があります。また、いじめを見て見ぬふりをすると、いじめの助長につながる可能性もあります。保護者の皆様も子どもが発するサインに敏感になり、いじめを見逃すことがないように、別添のリーフレットをご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

昨年度、教育指導課から、C4th Home & Schoolにて保護者の皆様に『「子どもたちのよりよい成長」のために（通知）』（令和6年3月1日付）を発出いたしました。

昨今、小中学校において、学校管理外でのいじめを含む諸問題が増加している現状があります。新年度となり、携帯電話やスマートフォン等をお子様に購入されたご家庭もあるかと思えます。今一度「SNSあだちルール」をご確認いただくことに加え、「SNS家庭ルール」を作ってください、ご家庭での約束事について話し合う機会を設けていただきますようよろしくお願いいたします。

何よりも、児童・生徒の安全確保を第一に、保護者、地域の皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 1 参考（「子どもたちのよりよい成長」のために（通知）（令和6年3月1日付）から一部抜粋）

「ネット上のいじめやトラブル」を防止するため、学校でも日頃から児童・生徒に対する情報モラルに関する指導を行っておりますが、オンラインゲームやLINE等、**SNSに関する児童・生徒間トラブルは、学校では把握することが難しいため、インターネットを使うことを許可しているご家庭では、フィルタリングの活用やSNS等を利用する際のルールやマナーについて話し合うなどの対処をお願いいたします。**なお、学校が貸与しているタブレット端末を使用した学校外のネットトラブルやいじめ事案を発見した場合には、学校において適切に対応します。

#### 2 関係法令

##### （1）民法（第820条）

**親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。**

(2) 教育基本法（平成18年法律第120号）

（家庭教育）

第十条 **父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。**

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(3) いじめ防止対策推進法

（基本理念）

第三条 **いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、**学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。****

### 3 SNSあだちルールについて

(1) URL : [https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/38562/sns\\_adachi\\_rule.pdf](https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/38562/sns_adachi_rule.pdf)

(2) 二次元バーコード :



### 4 問い合わせ先

教育指導課 電話（3880）5974